公的資金補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画

- I 基本的事項
- 1 事業の概要 特別会計名: 下水道事業特別会計

事	業	名	公共下水道(下水道事	·共下水道(下水道事業)									
事	業開始年	月日	H8. 11. 1	地方公営企業法の	適用・非適用	□適	用	☑非適用					
団	体	名*	田布施町	職員数* (H19.	4. 1現在)		6						
	構成団体	:名						·					

- 注1 事業を実施する団体が一部事務組合等(一部事務組合、広域連合及び企業団をいう。以下同じ。)の場合は、「団体名」欄に一部事務組合等の名称を記載し、「構成団体名」欄にその構成団体名を列記すること。
 - 2 「職員数」欄には、当該事業に従事する全職員数を記載すること。

2 財政指標等

資本費		458 (H18)	公営企業債現在高 (百万円)	5, 574 (H18)
累積欠損金	(百万円)		利益剰余金又は積立金(百万円)	
不良債務	(百万円)		財政力指数 [※]	0. 495 (H18)
資金不足比率	(%)		実質公債費比率* (%)	22. 2 (H18)
			経常収支比率* (%)	96.4 (H18)

注 平成17年度(又は平成18年度)の公営企業決算状況調査、地方財政状況調査等の報告数値を記入すること。 なお、財政力指数、実質公債費比率及び経常収支比率は、当該事業の経営主体である地方公共団体の数値を 記載し、当該事業が一部事務組合等により経営されている場合は、その構成団体の各数値を加重平均したも のを記載すること。(ただし、旧資金運用部資金及び旧簡易生命保険資金について対象としない財政力1.0 以上の団体の区分については構成団体の中で最も低い財政力指数を記載すること。)

3 合併市町村等における公営企業の統合等の内容

□ 新法による合併市町村、合併予定市町村における公営企業の統合等の内容□ 旧法による合併市町村における公営企業の統合等の内容☑ 該当なし										
〔合併期日:平成〇年〇月〇日	合併前市町村:	J								

- 注1 「新法による合併市町村、合併予定市町村」とは、市町村の合併の特例等に関する法律(平成16年法律 第59号)第2条第2項に規定する合併市町村及び同条第1項に規定する市町村の合併をしようとする市町 村で地方自治法(昭和22年法律第67号)第7条第7項の規定による告示のあったものをいう。
 - 2 「旧法による合併市町村」とは、市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)第2条第2項に規定する合併市町村(平成7年4月1日以後に同条第1項に規定する市町村の合併により設置されたものに限る。)をいう。
 - 3 □にレを付けた上で内容を記載すること。

4 公営企業経営健全化計画の基本方針等

区分	内 容
計 画 名	公営企業経営健全化計画
計画期間	平成19年度~平成23年度
計画策定責任者	田布施町長 長信正治
既存計画との関係	公共下水道事業中期経営計画(平成19年度~平成22年度)
公表の方法等	議会に報告の上、平成20年4月に町広報紙及びHPにより公表
基本方針	下水道事業中期経営計画は、平成18年3月に策定した第5次田布施町行革大綱の基本方針である「国が示した地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」及び町が独自に策定した「緊急再生プラン」に基づく行財政改革の推進」の具体的な方策の中で、「経費の節減合理化」の「地方公営企業の経営健全化」に位置付けしている。実施項目として、下水道事業中期経営計画の策定、下水道使用料の見直し、下水道事業に係る職員給与、定員管理を挙げている。

- I 基本的事項(つづき)
- 5 繰上償還希望額等

(単位:百万円)

					(+ 12	- · ロ/ノ 1/
区	分	年利5%以上6%未満	年利6%以上7%未満	年利7%以上	合	計
旧資金運用部資金	繰上償還希望額	10				10
旧貝並理用即貝並	補償金免除額	2				2
旧簡易生命保険資金	繰上償還希望額					
公営企業金融公庫資金	繰上償還希望額	5				5

注 「旧資金運用部資金」の「補償金免除額」欄は、各地方公共団体の「繰上償還希望額」欄の額に対応する額として、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額であり、各地方公共団体の所在地を管轄とする財務省財務局・財務事務所に予め相談・調整の上、確認した補償金免除(見込)額を記入すること。

6 平成19年度末における年利5%以上の地方債現在高の状況

【旧資金運用部資金】 (単位:壬円)

								(半	<u> 迎:干円)</u>
		事業債			年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度末残高)	年利7%以上 (平成19年度末残高)	合	計
<i>1</i> >	下水道事業				9, 862				9, 862
営									
企									
公営企業債									
良									
		合	計	(A)	9, 862				9, 862
- #									
() () () () () () () () () ()									
一般会計負担分 ※上記のうち									
分ち									
	_	合	計	(B)					
	公営企業	で負担	するもの	(A) – (B)	9, 862				9, 862

【旧簡易生命保険資金】 (単位:千円)

		事業債	名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成21年度末残高)	年利7%以上 (平成20年度9月期残高)	合	計
公									
営									
企									
公営企業債									
]貝									
		合	計	(A)					
— 般※									
() 会記									
(再掲) 一般会計負担分									
分ち									
		合	計	(B)	_	_			
	公営企業	美で負担	するもの	(A) – (B)					

【公営企業金融公庫資金】 (単位:千円)

		事業債名		年利5%以上6%未満 (平成20年度9月期残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度9月期残高)	年利7%以上 (平成19年度末残高)	合	計
公	下水道事	業		4, 049				4, 049
営企								
企								
業債								
ĮĘ.								
		合 計	· (A)	4, 049				4, 049
— 般※								
(再掲) 一般会計負 ※上記のう								
間負担分のうち								
分ち								
	·	合 計	· (B)					
	公営企業	で負担する	もの (A)-(B)	4, 049				4, 049

- 注1 地方債計画の区分ごとに記入すること。
 - 2 必要に応じて行を追加して記入すること。

Ⅱ 財務状況の分析

区 分 内 容 中小市町村においての下水道事業経営は事業規模が小さいことから建設費、維持管理 財務上の特徴費が割高になるという構造的な問題がある。本町においても例外ではなく、人口や産 業の集積度が低く計画規模も小さい上、地形の高低差等により、多額の建設投資に対 して事業は思うように進捗しておらず、下水道普及率も現在31.1%に留まっている。 よって、現状では使用料収入の大きな伸びは期待出来ず、使用料回収率も23.3%で類似 団体の水準(24.0%)に比べ下回っている。その一方、資本費のうち、建設財源として発 行した町債の残高が多年にわたり累積し、平成17年度にはその償還負担が下水道事業 歳出全体の44%を占めるまでに至っている。汚水処理原価(資本費)534.5円は類似団体 との比較においても、その水準(443.01円)を大きく上回っており、資本費が歳出額全 体の増大に繋がっている。この様な状況下、特別会計の収入のみでは事業費全体を賄 えないため、一般会計からの基準外繰出金により赤字補填をしているところである が、一般会計においても厳しい財政状況であり、多額の繰出負担を続けていくのは困 難な状況となってきている。現在、繰出金の抑制を図るべく、事業計画規模の見直し や経費の節減等を行っているところであるが、今後更なる経営健全化に向け、より一 層の努力をしていく必要がある。 課 題 ①|資本投下の抑制 題 経 営 課 事業開始から数年間、多額の建設投資を行った際、その財源として多額の町債を発行 してきた。それら町債の残高が累積し、年々その償還負担額が増大しており、類似団 体の中でも資本費は最も多い状況であり、事業経営を圧迫する大きな要因となってい る。早期に事業を完了するためには、単年度に多額の建設投資を行う必要があるが、 それらの財源として多額の町債を発行することとなるため、今後更に償還負担を増大 させることになる。完了期間を引き延ばすこととなるが、単年度の建設事業費を縮減 することで町債発行を抑制し、後年度償還負担の軽減を図る必要がある。 課 題 ②|料金水準の適正化 料金改定は平成14年度以来実施しておらず、改定時には使用料収入で維持管理費を賄 うことが出来ると見込んでいたが、現在の収入実績では維持管理費の7割程度しか賄 えていない状況であり、大きな乖離が生じている。よって、早期に適正な料金改定が 必要となっている。 題 ③ 定員管理の適正化 平成18年度の職員数は7名であったが、今後、建設事業費の縮減や管理業務の見直し等 により、業務量は縮減される見通しである。業務量に見合う適正な職員数とする必要 がある。 課 4 維持管理費等の経費削減 題 本町の下水道事業は、県の流域下水道事業として終末処理場を設置している。そのた

本町の下水道事業は、県の流域下水道事業として終末処理場を設置している。そのため、県事業負担金として処理場経費を負担しているが、県では平成18年度より指定管理者制度を導入し経費削減を行っている。本町においても、マンホールポンプ管理や台帳システム等小規模であるが、定期的な経費の見直しを行い、経済的な維持管理を行う必要性がある。

留 意 事 項

- 注1 「財務上の特徴」欄は、事業環境や地域特性等を踏まえて記載すること。また、経営指標等について経年推移や類似団体との水準比較などを行い、各自工夫の上説明すること。
 - 2 「経営課題」欄は、料金水準の適正化、資産の有効活用、給与水準・定員管理の適正合理化、維持管理費等サービス供給コストの節減合理化、資本投下の抑制、民間的経営手法等の導入等、団体が認識する経営上の課題について、優先度の高いものから順に記載する。また、経営課題と認識する理由を類似団体等との比較を交えながら具体的に説明すること。
 - 3 「留意事項」欄は、「経営課題」で取り上げた項目の他に、経営に当たって補足すべき事項を記載すること。
 - 4 必要に応じて行を追加して記入すること。

Ⅲ 今後の経営状況の見通し(②法非適用企業)

(1) 収益的収支、資本的収支

(単位:百万円,%)

														立:日万円,%)
			年	度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
					(計画前5年度)	(計画前4年度)	(計画前3年度)	(計画前々年度)	(計画前年度)	(計画初年度)	(計画第2年度)	(計画第3年度)	(計画第4年度)	(計画第5年度)
		区 分			(決算)	(決算)	(決算)	(決 算)	(決算見込)					
		1 総	収	益 (A)	178	199	238	271	229	258	264	297	315	319
		(1) 営	業収	益 (B)	55	66	75	82	88	96	99	117	121	126
	収	ア	料 金 収	入	46	56	64	70	75	83	86	104	108	113
	益的	イ	受 託 工 事 4	又 益 (C)										
	収	ウ	そ の	他	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(13)	(13)	(13)	(13)	(13)
	入	(2) 営	業 外 収	益	123	133	163	189	141	162	165	180	194	193
収		ア	他 会 計 繰 フ	金	45	54	87	107	57	77	83	98	113	113
4		1	そ の	他	78	79	76	82	84	85	82	82	81	80
益		2 総	費	用 (D)	217	221	236	229	231	246	242	240	241	244
的		(1) 営	業費	用	84	89	104	96	97	111	106	105	108	111
収		ア	職 員 給 与	費	23	23	33	34	26	28	28	19	19	19
4X	収		う ち 退 職	手 当										
支	益	1	そ の	他	61	66	71	62	71	83	78	86	89	92
	的支	(2) 営	業外費	用	133	132	132	133	134	135	136	135	133	133
	出	ア	支 払 利	息	9	10	11	5	5	5	5	5	4	4
					124	122	121	128	129	130	131	130	129	129
			うちー時借入会	金利息	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	=	1	そ の	他										
		3 収	支 差 引	(A)-(D) (E)	▲ 39	▲ 22	2	42	▲ 2	12	22	57	74	75
		1 資	本 的 収	入 (F)	820	731	630	571	624	492	455	432	425	434
		(1) 地	方	債	358	293	275	264	273	185	176	186	190	195
	資	(2) 他	会 計 補 助	金	268	253	166	167	186	186	182	151	140	144
	本	(3) 他	会 計 借 入	金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	的収	(4) 固 5	定 資 産 売 却	代 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
資	入	(5) 国 (都 道 府 県) 補	助金	159	135	126	117	138	100	80	80	80	80
本	Ī	(6) I	事 負 担	金	30	43	60	23	27	21	17	15	15	15
44	Ī	(7) そ	Ø	他	5	7	3	0	0	0	0	0	0	0
的		2	本 的 支	出 (G)	778	718	628	613	625	502	476	488	498	509
収		(1) 建	設 改 良	費	592	483	402	379	368	262	220	220	220	220
支	資本		うち職員給	与 費	42	41	40	38	27	24	24	25	25	25
又	的	(2) 地	方 債 償 還	金 (H)	186	219	226	234	257	240	256	268	278	289
	支出	(3) 他会	計長期借入金返	還 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	田			出金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		(5) そ	Ø	他	0	16	0	0	0	0	0	0	0	0
	l	3 収	支 差 引	(F)-(G) (I)	42	13	2	▲ 42	1	▲ 10	▲ 21	▲ 56	▲ 73	▲ 75
-					l				L					1

												\ I -	4. D731 3, 707
		年	度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
				(計画前5年度)	(計画前4年度)	(計画前3年度)	(計画前々年度)	(計画前年度)	(計画初年度)	(計画第2年度)	(計画第3年度)	(計画第4年度)	(計画第5年度)
区	分			(決算)	(決算)	(決 算)	(決算)	(決算見込)					
収	支 再	差引	(E)+(I) (J)	3	▲ 9	4	0	▲ 3	2	1	1	1	0
積	立		金 (K)										
前	年 度 から	の繰	越 金 (L)	8	11	2	5	3	0	0	0	0	0
前	年 度 繰 _	L 充	用 金 (M)										
形	式 収	支 (J)-(ŀ	<)+(L)-(M) (N)	11	2	6	5	0	2	1	1	1	0
翌	年度へ繰り越	すべき	き 財 源 (O)										
実	質 収 :	支黒	字 (P)	11	2	6	5	0	2	1	1	1	0
	(N)-(O)	赤	字 (Q)										0
赤	字 比 率 ((Q) (B)-(C)	×100)										
	益的収支比率((A) (D)+(H)	×100)	44.2	45.2	51.5	58.5	46.9	53.1	53.0	58.5	60.7	59.8
地方	方財政法施行令第20条 金 の	第1項により 不 足	J算定した ! 額 (R)										
営	業 収 益 一 受 託 工	事収益	(B)-(C) (S)	55	66	75	82	88	96	99	117	121	126
資	金不足比	率 ($(R)/(S) \times 100)$	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
積	立金	現 在	 : 高										
企		現 在		5,089	5,242	5,367	5,479	5,574	5,562	5,512	5,448	5,374	5,287
	うち建設改良費・準建			5,089	5,242	5,367	5,479		5,562	5,512	5,448	5,374	5,287
		に係る		,	,	,	,	,	,	,	,	,	,
	つっその他	- 1余 6	5 + 0										

(2)他会計繰入金

(単位:百万円)

											+ 12 · 12 / 1 /
	年 度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
		(計画前5年度)	(計画前4年度)	(計画前3年度)	(計画前々年度)	(計画前年度)	(計画初年度)	(計画第2年度)	(計画第3年度)	(計画第4年度)	(計画第5年度)
区	分	(決 算)	(決 算)	(決 算)	(決 算)	(決算見込)					
収	益 的 収 支 分	54	64	98	119	70	90	96	111	126	126
	うち基準内繰入金	54	64	98	119	70	90	96	111	126	126
	うち基準外繰入金										
	うち料金収入に計上すべき繰入等										
	うち赤字補てん的なもの										
資	本 的 収 支 分	268	253	166	167	186	183	181	150	139	144
	うち基準内繰入金	79	93	81	67	71	39	37	35	30	28
	うち 基 準 外 繰 入 金	189	160	85	100	115	144	144	115	109	116
	うち赤字補てん的なもの	189	160	85	100	115	144	144	115	109	116

(3)経営指標等 (単位:%)

						(計画前々年度)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)			平成21年度 (計画第3年度)		
資金	 :不足比率	(%) (再掲)										
料金	:回収率 [※]	(%)	15.5	16.7	17.2	23.3	20.3	21.0	21.1	26.4	27.4	27.4
総収	(支比率(法適用)	(%)										
経常	(収支比率(法適用)	(%)										
営業	収支比率(法適用)	(%)										
累積	欠損金比率(法適用)	(%) (再掲)										
収益	的収支比率(法非適用)	(%) (再掲)	44.2	45.2	51.5	58.5	46.9	53.1	53.0	58.5	60.7	59.8
	債務比率(法適用)又は 比率(法非適用)	(%) (再掲)										
	収益的収入分	(%)	30.3	32.2	41.2	43.9	30.6	34.9	36.4	37.4	40.0	39.5
	うち基準内繰入金	(%)	30.3	32.2	41.2	43.9	30.6	34.9	36.4	37.4	40.0	39.5
繰	うち基準外繰入金	(%)										
入	うち料金収入に計上すべき繰入等	(%)										
金		(%)										
比率	資本的収入分	(%)	32.7	34.6	26.3	29.2	29.8	37.2	39.8	34.7	32.7	33.2
平	うち基準内繰入金	(%)	9.6	12.7	12.9	11.7	11.4	7.9	8.1	8.1	7.1	6.5
	うち基準外繰入金	(%)	23.0	21.9	13.5	17.5	18.4	29.3	31.6	26.6	25.6	26.7
	うち赤字補てん的なもの	(%)	23.0	21.9	13.5	17.5	18.4	29.3	31.6	26.6	25.6	26.7

- 注1 上記の各指標の算出方法については、次のとおりであること。
 - (1) 資金不足比率(%)
 - ア 地方公営企業法適用企業の場合=地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額/(営業収益-受託工事収益)×100
 - イ 地方公営企業法非適用企業の場合=地方財政法施行令第20条第1項により算定した資金の不足額/(営業収益-受託工事収益)×100
 - (2) 総収支比率(%)=総収益/総費用×100
 - (3) 経常収支比率(%) = 経常収益/経常費用×100
 - (4) 営業収支比率(%) = (営業収益-受託工事収益) / (営業費用-受託工事費用) × 100
 - (5) 累積欠損金比率(%)=累積欠損金/(営業収益-受託工事収益)×100
 - (6) 収益的収支比率(%) =総収益/(総費用+地方債償還金)×100
 - (7) 不良債務比率(又は赤字比率)(%) =不良債務(又は実質赤字額)/(営業収益-受託工事収益)×100
 - (8) 繰入金比率(%) =収益的収入に属する他会計繰入金(又は資本的収入に属する他会計繰入金)/収益的収入(又は資本的収入)×100
 - 2 上記指標のうち「料金回収率」は、水道事業(簡易水道事業を含む)、工業用水道事業及び下水道事業(下水道事業にあっては使用料回収率)について記載すること。
 - (1) 水道事業、工業用水道事業に係る料金回収率の算出方法
 - ·料金回収率(%)=供給単価※1/給水原価※2×100
 - ※1 供給単価(円/㎡) =給水収益/年間総有収水量(工業用水道事業にあっては料金算定に係るもの)
 - ※2 給水原価(円/㎡)=(経常費用ー(受託工事費+材料及び不用品売却原価+附帯事業費+基準内繰入金(水道事業のみ)))/年間総有収水量(工業用水道事業にあっては料金算定に係るもの) 但し、簡易水道事業については下記によるものとする。
 - ア 地方公営企業法適用企業の場合=(経常費用ー(受託工事費+材料及び不用品売却原価+附帯事業費+基準内繰入金+減価償却費)+企業債償還金)/年間総有収水量
 - イ 地方公営企業法非適用企業の場合= (総費用ー(受託工事費+基準内繰入金)+地方債償還金)/年間総有収水量
 - (2) 下水道事業に係る使用料回収率の算出方法
 - ·使用料回収率(%)=使用料収入/汚水処理費×100

(4) 収支見通し策定の前提条件

条件項目	収支見通し策定に当たっての考え方(前提条件)							
1 料金設定の考え方、料金収入の見込み	現在の料金設定については、3,410円/20㎡・月としている。料金収入の見込みについては、事業計画の進捗に伴う水洗化人口の増加を見込み積算している。また、平成21年度以降については、料金改定を予定しており、料金設定を4,090円/20㎡・月として積算している。							
2 他会計繰入金の見込み	他会計繰入金のうち、基準内繰入については、町債の元利償還見込額等を元に繰出基準額を算出している。基準外繰入は赤字補填であるため、事業費全体の収支見込額から財源不足額を試算し、そこから基準内繰出額を差引いた額を基準外繰入額としている。							
	中期経営計画では平成20年度から建設事業費を縮減する予定であり、補助対象事業費は1億6千万円、単独事業費は6千万円を予定している。 20年度以降は同額で推移している。							
	平成21年度以降は上水道・下水道使用料の賦課・徴収業務の一本化に伴う管理業務職員1名の削減と業務を行う田布施・平生水道企業団への 負担金を設定している。							

注1 収支見通しを策定するに当たって、前提として用いた各種仮定(前提条件)について、各区分に従い、それぞれその具体的な考え方を記入すること。

² 必要に応じて行を追加して記入すること。

IV 経営健全化に関する施策

	項	目	具体的内容
	重推進法を上回 夏の削減	る職員数の純減や人件	(課題③)集中改革プランによる職員削減率は▲14.8%(県平均▲7.9%)と県内で3番目に高い削減率である。また千人当たりの職員数も7.9人(県平均9.0人)であり、県内の町では最も少なくなっている。
0	地方公務員の職員数の純減の状況		職員数(条例定数150人)は、平成17年4月現在で148人である。集中改革プランでは今後22人(15%)の縮減を図り、平成22年4月1日の職員数を 126人としているが、現在の進捗状況から、さらに3人減の123人に削減できると見込まれる。うち下水道事業特別会計の職員数については、平成17 年度に9名いた職員を平成18年度に2名、平成19年度に1名減員し、現在6名としている。平成21年度更に1名の減員を予定している。
0	給与のあり方		平成18年4月に、国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与構造の見直しおよび退職手当構造の見直しを行った。
		員の給与構造改革を踏 造の見直し、地域手当	平成18年4月に新給料表に移行する等、国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与構造の見直しを行っている。地域手当の支給はない。
		職員に相当する職種に 等の給与のあり方	技能労務職については、国の行政職(二)に準じ、給料表は3級までとしている。
	◇ 退職時特	昇等退職手当のあり方	平成18年度から退職時特別昇給制度を廃止している。支給率は国準拠。
	◇ 福利厚生	事業のあり方	山口県市町村職員共済組合の規定により、短期分・介護分・長期分・福祉事業分とも、事業主負担を1/2としている。
2 物件費の削減、指定管理者 民間委託の推進やPFIの活用			(課題④)各種事務事業、補助金、負担金に対する行政評価制度による事業費の見直しや、経常経費5%削減などの取り組みを実施中。
	維持管理費等 向けた取組	の縮減その他経営効率	平成21年度より、下水道使用料の賦課徴収業務と田布施·平生水道企業団が行っている上水道使用料の賦課徴収業務を一元的に行う予定である。業務を田布施·平生水道企業団へ移管するため、経費負担が発生するが職員1名の削減が図れる。
_	指定管理者制 やPFIの活	度の活用等民間委託の 用	

Ⅳ 経営健全化に関する施策(つづき)

	項	目	具体的内容
	コスト等に見合った 上げ、売却可能資産 <i>の</i> 保	:適正な料金水準への)処分等による歳入の	(課題②)平成21年度を目処に現行使用料の改定を予定している。使用料を現在の3,410円/20㎡・月から4,090円/20㎡・月に改定する予定である。 (改定率約20%)
		ノく低い団体にあって 合った適正な料金水準 けた取組	
4 σ.	経営健全化や財務り 対進と行政評価の導 <i>入</i>	状況に関する情報公開 へ	下水道事業に係る職員給与及び定員管理等については、集中改革プランとして町広報誌やHPにて公表している。
	○ 経営健全化や財 公開	†務状況に関する情報	中期経営計画については、今後町広報紙及びHPに掲載する予定である。公表後、中間報告及び最終報告についても公表を行う。
	〇 行政評価の導入		平成17年度から行政評価制度を導入し、限られた財源、人材での効率的な行財政運営の実現を目指している。
5	・ その他(資本投下 <i>の</i>)抑制)	(課題①)平成20年度以降、建設事業費の抑制を図っていく。それに伴い町債発行の抑制も図れる。

- 注1 上記区分に応じ、「Ⅱ 財務状況の分析」の「経営課題」に掲げた各課題に対応する施策を具体的に記入すること。その際、どの課題に対応する施策か明らかとなるよう、Ⅱに付した 課題番号を引用しつつ、記入すること。
 - 2 上記に記入した各種施策のうち、当該取組の効果として改善額の算出が可能な項目については、「V 繰上償還に伴う経営改革効果」の「年度別目標等」にその改善額を記入すること。 なお、当該改善額が対前年度との比較により算出できない項目(資産売却収入・工事コスト縮減など)については、当該改善額の算出方法も併せて上記各欄に記入すること。
 - 3 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果

1 主な課題と取組み及び目標

課題	取組み及び目標
1 職員数の純減や人件費の総額の削減	IV-1については、平成18年度の機構改革に伴う下水道課と建設課の統合により、下水道事業会計職員2名を減員し7名とした。平成19年度において更に1名を減員 しており、定員管理に関する計画において平成21年度に職員数を5名とすることとしている。
2 経営効率化や料金適正化による繰越欠損金の解消等	IV-3については、平成21年度を目処に料金改定を予定している。使用料を現在の3,410円/20㎡·月から4,090円/20㎡·月に改定(改定率約20%)する予定である。IV-2については、平成21年度から、下水道使用料の賦課徴収業務と田布施·平生水道企業団が行っている上水道使用料の賦課徴収業務を一括して行う予定である。これにより業務を田布施·平生水道企業団へ移管するため、その経費負担が発生するが、職員1名の削減が図れる。
	歳入においては、適正な料金設定を行い収入の確保を図り、歳出においては、建設事業費の縮減や維持管理業務の見直しによる経費削減等で単年度負担の抑制を 図っていく。また、町債発行の抑制により、後年度の償還負担の軽減を図っていく。経営の健全化に努力し、一般会計からの基準外繰出しの解消を図っていく。
4 その他(資本投下の抑制)	IV-5については、平成18年度に3億円台であった建設事業費を平成20年度以降、補助事業費は1億6千万円、単独事業費は6千万円とし、事業費の抑制を図っていく。それに伴い町債発行の抑制も図る。

- 注1 上記各項目には、IIで採り上げた経営課題に対応する取組としてIVに掲げた経営健全化に関する施策のうち、それぞれ各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。
- 2 必要に応じて行を追加して記入すること。
- 2 年度別目標等 ― ※ 次頁以下(1)から(5)までの各事業別様式を参考に、以下の考え方に沿って策定すること。

(各事業共通留意事項)

- 1. 次頁以下の各事業別様式は、「年度別目標」を策定するに当たって参考となるよう例示的な様式を示したものであり、2に掲げた項目以外は必ずしも全ての項目に記入を要するものではなく、各団体の各事業の 状況にあわせて記入可能な項目のみ記入し又は独自の取組に応じた項目を立てて記入することは差し支えないものであること。
- 2. 各事業別様式は参考例示ではあるが、各様式中の「目標又は実績」欄の項目のうち、職員数、行政管理経費(人件費、物件費、維持補修費等)に該当する項目並びに累積欠損金比率及び企業債現在高は、年度別目標策定に際して必須項目とされているので漏れがないよう留意すること。なお、これらの項目のうち、職員数、行政管理経費については、各団体(事業)の取組状況に応じて、適宜、細分化(例:職員数→職種別に区分、正職員と臨時職員とを分離計上等)することは差し支えないこと。
- 3. 「目標又は実績」欄の項目中、「職員数」については、前年度との比較によりその増減数を各年度の「増減数」欄に計上するとともに、計画期間中の「増減数」の合計は「計画合計」欄に計上し、計画前5年間 の「増減数」の合計は「計画前5年間実績」欄に計上すること。
- 4. 「目標又は実績」欄の項目の見直し施策実施に係る「改善額」は、原則として、当該見直し施策実施年度の前年度との比較により算出し、その改善効果がその後も継続するものとして、その後の各年度の改善額 を計上すること。
- 5. 4による「改善額」が対前年度との比較により算出できない項目、その改善効果が単年度に限られる項目(資産売却益、工事コスト縮減等)については、当該改善額のみ当該見直し施策の実施年度の「改善額」 欄に計上すること。またその場合の改善額の算出方法について、Ⅳの当該施策に係る「具体的内容」欄に併せて記入すること。
- 6. 計画期間中に実施した見直し施策に係る「改善額」の合計については「計画合計」欄に計上すること。また、計画前5年間に実施した見直し施策に係る「改善額」の合計については「計画前5年間実績」欄に 計上すること。
- 7. 「改善額 合計」欄及び「計画前5年間改善額 合計」欄には、それぞれの期間に係る人件費(退職手当以外の職員給与費)その他改善額を計上することが可能なものの合計(「計画合計」及び「計画前5年間 実績」それぞれの合計)を記入すること。その際、同一項目に係る内訳に相当するもの等を重複計上することのないよう留意すること。
- 8. 「(参考) 補償金免除額」欄に記入する「補償金免除額」とは、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額 (補償金免除(見込)額) であり、Iの「5 繰上償還希望額等」に記入した「旧資金 運用部資金」の「繰上償還希望額」に対応する「補償金免除額」の「合計」欄の額を転記すること。
- 9. 以上の他、各事業別様式において、記入を求められている経営指標その他の項目等については各事業別様式の指示(留意事項)に従うこと。
- 10. 必要に応じて行を追加して記入すること。

Ⅴ 繰上償還に伴う経営改革促進効果(つづき)

2 年度別目標等

(5) 下水道事業

区分	目標又は実績		平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	計画前5年間 実 績	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画2年度)	平成21年度 (計画3年度)	平成22年度 (計画4年度)	平成23年度 (計画5年度)	計画合計
		処理区域内人口(人)	3,950	4,302	4,539	4,813	5,210	1010	5,340	5,450	5,560	5,753	5,945	70
		A 増減 水洗便所設置済人口(人)	550 2,397	352 2,854	237 3,243	274 3,642	397 4,410	1,810	130 4,592	110 4.742	110 4,893	193 5,120	192 5,351	
		ホル皮が成直が入口(人) B 増減	245	457	389	399	768	2,258	182	150	151	227	231	94
	(1)	水洗化率(%)	60.7	66.3	71.4	75.7	84.6		86.0	87.0	88.0	89.0	90.0	
収		C 増減	▲ 2.6	5.6	5.1	4.3		21.3	1.4	1.0	1.0	1.0	1.0	5.
入		有収水量(㎡) D 増減	260,414 23.814	301,880 41,466	347,002 45,122	379,180 32,178	404,711 25.531	168,111	452,500 47,789	467,300 14.800	482,200 14.900	504,600 22,400	527,300 22,700	122.58
の		使用料単価(円/m)	23,814	184	45,122 184	32,178 184	25,531	168,111	47,789	14,800	14,900	22,400	22,700	122,58
確		(使用料収入/有収水量) E 増減	21	7	104	104	2	30	▲ 2	104	31	210	210	2
保	(2)	料金改定率(%)	18.4								19.9			
		(料金改定実施年度に記載) F 増減												
	3	収納率(%)	94.1	94.4	94.2	94.0			94.5	94.5	94.5	94.5	94.5	
		G 増減	▲ 1.7	0.3	▲ 0.2	▲ 0.2	0.5	▲ 1.3						
	(4)	H 増減												
		職員1人当たりの営業収益(千円)	6,950	8,203	8,322	9,051	12,561		16,000	16,453	23,284	24,244	25,276	
		増減	1,668	1,253	119	729	3,510	7,279	3,439	453	6,831	960	1,032	12,71
		職員数(人)	8	8	9	9	7		6	6	5	5	5	
経		増減	403.953	439.837	1 462.859	463.085	<u>▲</u> 2 487.897	<u> </u>	▲ 1 484.996	497.794	<u>▲ 1</u> 507.817	519.810	532.853	
営		日 生 産 呂 貝 (口)/ I 増減	56.648	35.884	23.022	226	24.812	140,592	▲ 2.901	12,798	10.023	11,993	13.043	44.95
の	(5)	処理区域内人口1人当たりの管理運営費(千円)	102	102	102	96		110,002	91	91	91	90	90	
効		(I/A) J 増減				▲ 6	▲ 2	▲ 8	▲ 3			▲ 1		A
率		汚水処理原価(円/㎡)	1,146	1,104	1,068	789	917		877	871	815	784	785	
化		(汚水処理経費/有収水量) K 増減 汚水処理原価(維持管理費)(円/㎡)	69 326	▲ 42 295	<u>▲</u> 36	▲ 279 254	128 240	▲ 160	▲ 40 244	<u>▲</u> 6	<u>▲ 56</u>	▲ 31 214	211	▲ 13.
		(汚水処理経費(維持管理費)/有収水量) L 増減	320	293	5	▲ 46	<u>∠40</u>	▲ 84	4	± 16	<u>∠17</u>	Ž14 ▲ 3	<u>∠11</u>	▲ 2
	0	その他())	2	2 31	3	4 40	A 17		7	_ 10	4 11			
	0	M 増減												
	使	用料 回収率(%)	15.5	16.7	17.2	23.3	20.3		21.0	21.1	26.4	27.4	27.4	
		(E/K×1,000) 増減	1.0	1.2	0.5	6.1	▲ 3.0		0.7	0.1	5.3	1.0		
	*	積欠損金比率(%) 増減												
	企	業債現在高(百万円)	5,089	5,242	5,367	5,479	5,574		5,562	5,512	5,448	5,374	5,287	
		増減	253	153	125				▲ 12	▲ 50	▲ 64	Å 74	▲ 87	
	使	用料収入	46,193	55.608	63.817	69,600	75,222		83.300	86.000	103.700	108,500	113.400	
収		改善額 (単位:千円)	6,500	6,500	6,500	6,500	7,000	33,000	,	,	8,400	8,400	8,400	25,20
λ		①有収水量の増加												
の		②使用料の適正化	6,500	6,500	6,500	6,500	6,500	32,500			8,400	8,400	8,400	25,20
確		③収納率の向上					500	500						
保	その	の他④()												
	L	改善額 (単位:千円)												
	管	理運営費	403,953	439,837	462,859	463,085	487,897		484,996	497,794	507,817	519,810	532,853	
		うち職員給与費中の退職手当を除いたもの	65,807	65,334	74,176	72,615	53,194		51,355	52,534	43,382	43,585	43,923	
経		改善額 (単位:千円)					19,421	19,421	2,239	1,060	6,212	6,009	5,671	21,19
営		⑤職員給与費の適正化					19,421	19,421	1,839	660	9,812	9,609	9,271	31,19
のか		維持管理費(上記以外)の適正化 (上下水道料金賦課徴収事務一元化)									4 ,000	4 ,000	4 ,000	▲ 12,000
効 率		(本・水道料金風味飯収事務一元化) (物件費の削減)							400	400	400	400	400	2,00
化		うち職員給与費中の退職手当												
	そ 0	の他⑥()												
		改善額 (単位:千円)												
	_					計画前5年間	改善額 合計	E0 401				改善額	合 計	46,39
					J.	可画別の十回	以告稅 口引	52,421			J.	V - IX		

〇計画前年度において使用料単価150円/m(20m当たり3,000円)未満(処理原価が150円/m未満の場合は処理原価未満)の事業にあっては、下記に使用料適正化の考え方を記載し、当該適正化による増収額

〇「収入の確保」その他④の例:未利用地の売却、資産の有効利用(用地等の貸付)、再生水の販売収入など(記入単位は百万円とするが、会計規模により千円単位でも可とする。)

(収入の確保及び経営の効率化に向けた取組みについて)

〇 使用料適正化の考え方

平成21年度を目処に現行使用料の改定を予定している。使用料を現在の3,410円/20㎡・月から4,090円/20㎡・月に改定する予定である。 (改定率約20%)

〇 民間委託の取組状況

〇 その他に記載された項目に関する取組等 平成21年度より、下水道使用料の賦課徴収業務と田布施・平生水道企業団が行っている上水道使用料の賦課徴収業務とを一元的に行う予定である。業務を田布施平生水道企業団へ移管するため、負担経費が発生するが職員1名の削減が図れる。

^{○「}経営の効率化」その他⑥の例:建設コストの縮減(上下水共同施工の実施、工法の見直し・技術開発の促進など。建設改良費の抑制は除く。)、電気・機械設備等の計画的修繕による長寿命化など(記入単位は 百万円とするが、会計規模により千円単位でも可とする。)